⑶　排出水試料 ア　次の式により試料臭気の希釈倍数に係る各パネルの閾値を算出する。 $X_{wi}=(\log N_{1i}+\log N_{0i})/2$ この式において、X_{wi}は試料臭気の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、N_{1i}は当該パネルが付臭フラスコを選定した場合における当該フラスコに係る希釈倍数の値のうち最大のもの、N_{0i}は当該パネルが無臭フラスコを選定した場合における付臭フラスコに係る希釈倍数の値を表すものとする。 イ・ウ　（略） 4　臭気排出強度の算出方法 ⑴　（略） ⑵　次の式により算出する。ただし、次の式により算出されるq_dの値は有効数字２桁とする。 $q_d=60\times C\times Q_0$ この式において、q_dは臭気排出強度（単位　温度零度,圧力一気圧における立方メートル毎分）、Ｃは上記⑴により算出された値、Q_0は排出ガスの流量（単位　温度零度,圧力一気圧における立方メートル毎秒）を表すものとする。	⑶　排出水試料 ア　次の式により試料臭気の希釈倍数に係る各パネルの閾値を算出する。 $X_{wi}=(\log N_{1i}+\log N_{0i})/2$ この式において、X_{wi}は試料臭気の希釈倍数に係るあるパネルの閾値、N_{1i}は当該パネルが付臭フラスコを選定した場合における当該フラスコに係る希釈倍数の値のうち最大のもの、N_{0i}は当該パネルが無臭フラスコを選定した場合又は付臭フラスコを選定することが不能であった場合における付臭フラスコに係る希釈倍数の値を表すものとする。 イ・ウ　（略） 4　臭気排出強度の算出方法 ⑴　（略） ⑵　次の式により算出する。 $q_d=60\times C\times Q_0$ この式において、q_dは臭気排出強度（単位　温度零度,圧力一気圧における立方メートル毎分）、Ｃは上記⑴により算出された値、Q_0は排出ガスの流量（単位　温度零度,圧力一気圧における立方メートル毎秒）を表すものとする。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２８６号
熊本市東区小山２丁目１－48　103号、住民票上の住所熊本市東区小山１丁目１番12号
債務者　藤本つるみ
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊山俊太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０４８号
大阪府高槻市道鵜町５丁目５番１－1308号
債務者　間下　和美
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅倉　晋作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７３号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番63－103号
債務者　山田　浩司
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３７号
大阪府池田市井口堂３丁目９番４号
債務者　西尾　和志
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松下　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６号
青森県上北郡おいらせ町洋光台４丁目１番地６、旧住所宮城県仙台市青葉区北山３丁目６番12号　ノールヴィラージュ103
債務者　馬場　健太
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保土澤史教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第５０号
石川県小松市北浅井町ほ27番地１
債務者　田中　　透
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙見健次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２７号
福井県敦賀市中央町２丁目10番22－506号　セントラルヨーコー、住民票上の住所福井県敦賀市長沢52号１番地の10
債務者　堀田　勝壽
1　決定年月日時　平成28年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　征樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第１３０３号
北海道江別市大麻新町27番地の25
債務者　鎌田　祥男
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種田　紘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８号
盛岡市青山１丁目10番３－104号、旧住所千葉県柏市東１丁目３番６号　カーザ・レフィナーダⅣ－202号
債務者　多田　裕二
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　博基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部